

# 八潮市工場移転資金利子補給制度

この制度は、土地区画整理地域、都市計画道路区域または住居系用途地域にある工場を有する中小企業者が、適合用途地域へ移転のために借り受けた対象の資金に係る利子の一部を補助することにより、市内での継続的な操業を支援するものです。

※用途地域の詳細については、裏面をご覧ください

補助対象者	次のすべての要件を満たしている方 (1) 市内に1年以上住所（事業所）を有し、1年以上事業を営んでいる方。 (2) 納期の到来している市税を完納している方。 （市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税） (3) 市内の土地区画整理地域、都市計画道路区域または住居系用途地域から適合用途地域へ工場移転するための費用として次に掲げる者から借り入れた方。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           ①株式会社日本政策金融公庫            ②市内金融機関            ③その他市長が認める者         </div> (4) 借入額が300万円以上、1億円以下の方。
補助期間 及び補助額	(1) 補助期間 資金を借り受けた日から3年以内 (2) 補助額 （利子補給金算定期間）令和6年1月1日から 令和6年12月31日までの支払利子額の50%以内 ※ 借り入れ利率が2%を超える場合は、2%の利率で算定した額。 ※ 延滞利子は対象外です。 ※ 延滞日数が年間120日以上ときは、補助いたしません。 ※ 国、県または市から他の利子補給を受けている場合は、それらを除いた額。
申請方法	令和7年1月24日（金）までに市 商工観光課窓口へ申請してください。

## ◎申請に必要な書類（\*：指定用紙、各1部提出）

* (1) 八潮市工場移転資金利子補給金交付申請書
* (2) 約定利子支払額証明書（金融機関で証明を受けてください。）
* (3) 八潮市工場移転資金借入調書（初年度のみ）
* (4) 八潮市工場移転資金利子補給金請求書（金額欄は記入しないでください。）
* (5) 市税完納証明書
(6) 融資契約書の写し（初年度のみ）
(7) 移転前及び移転後の工場に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書等の写し（初年度のみ）
※ 国、県または市から他の利子補給を受けている場合は、その利子補給額が確認できる書類。
※ 上記書類の他、必要に応じ書類を提出していただく場合があります。

## ◎申請・問合せ先

八潮市役所商工観光課 商工・企業立地係 TEL 996-2111 内線 479

●土地区画整理事業施行区域

●都市計画道路区域

●住居系用途地域

(都市計画法 第8条第1項第1号)

第一種低層住居専用地域

第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域

第二種住居地域

準住居地域



●適合用途地域

(都市計画法 第8条第1項第1号)

準工業地域

工業地域

工業専用地域